仁淀川町の技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

I 技能労務職の現状

(1)給与等について

平成19年4月1日現在

職員数	年齢構成			平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
	30 歳代	40 歳代	50 歳代	一十分十断	十均和科月額	一个均和子方做
7人	2人	1人	4人	48.2歳	257, 557 円	264, 214 円

※具体的な職種(用務員2名、その他5名)

(2) その他給与に関する事項について

①給料表 国家公務員行政職俸給表(二)と同じ

②特殊勤務手当 ブルドーザー運転士手当(300円/時間)

③昇給基準 勤務成績が良好である職員は4号昇給(55歳以上職員は2号昇

給)

Ⅱ 基本的な考え方

(1) これまでの取組内容

本町は平成 17 年8月の合併前から引き続き技能労務職について以下の取組を行っています。

- ①技能労務職の退職者不補充【平成 16 年度以降】
- ②給料表を国家公務員行政職俸給表(二)に見直し【平成 18 年 4 月】
- ③特殊勤務手当(ブルドーザー運転士手当)の月額支給を廃止【平成 19 年 4 月】

(2) 今後の見直しの方針

道路維持補修、保育施設の調理などの現業業務は、すべてアウトソーシング又は廃止することとし、将来的に技能労務職を廃止します。なお、現在在職している技能労務職員は行政職への転職等を行っていきます。

Ⅲ 具体的な取組内容

(1) 現業業務の民間委託又は廃止

現在、町が直接担っている現業業務については、各担当課において廃止の可能性について検討します。【平成20・21年度】

廃止できない場合は、アウトソーシングを前提に町直営で実施する場合との経費の比較等を行ったうえで、その形態を決定します。

アウトソーシング又は廃止は**平成 29 年度完了**を目途に取り組んでいきますが、平成 20 年度の予定は下記のとおりです。

- ① 道路維持補修用務の見直し(退職不補充)
- ②観光施設(吾川スカイパーク)の廃止
- ③池川幼稚園の休園

(2)技能労務職員の処遇について

平成20年度以降、以下の取組を行い給与水準等の適正化に努めます。

- ①特殊勤務手当 (ブルドーザー運転士手当) の廃止【平成 20 年度】
- ②人事評価の実施【平成20年度~】